

# ねんきん 通信

## 国民年金保険料の免除制度について

年金給付を受けるために、国民年金の第1号被保険者の方は、20歳から60歳までの長期間にわたり保険料を納付する必要がありますが、一時的に保険料の納付ができないうえにより、受給期間を満たすことができず、給付を受けられなくなるおそれがあることから、申請により保険料納付義務の免除を受かれる制度があります。

全額・半額免除の適用を受けると、「保険料免除期間」となり、受給するために必要な受給資格期間に算入されます。全額免除の場合、免除された期間に相当する年金額は3分の1となり、半額免除は3分の2となります。学生の納付特例制度の場合、その期間については年金額に反映されない「カラ期間」となります。

### ●法定免除

生活保護による生活扶助を受けていたり、障害年金を受給している場合など。

### ●申請免除

保険料の全額が免除される「全額免除」と半額が免除され、残りの半額を納付する「半額免除」の制度があります。

承認期間は、7月（または申請月の前月）から翌年6月までとなっております。

失業により国民年金の納付が困難な方は、失業したことが分かる証明書を持参していただき申請されますと保険料が免除になります。ただ

し、世帯主や配偶者に基準以上の前年所得がある場合は該当にならない場合があります。

### ●学生納付特例制度

本人の所得金額が年間68万円（給与収入で133万円）以下の学生（高校、大学等のうち夜間部・通信部以外に在学する学生及び生徒）は、申請により保険料の納付を要しません。

承認期間は、4月（または申請月の前月）から翌年3月までとなっております。

申請の際には、学生証の写し、在学証明書等と印鑑をお持ちください。

### ●保険料の追納

免除を受けた期間の保険料は、10年間納めることができます。追納する保険料の額は、免除を受けた当時の保険料額に一定の額を加算した額となります。

学生納付特例を利用した期間がある場合は、追納保険料を他の免除期間に優先して充てることとなります。

## ご注意!!

昨年度、免除が認められた方で、今年度も引き続き免除を希望される場合は、あらためて申請が必要となりますので住所のある市町村役場、国民年金窓口へ申請してください。

詳しくは、役場町民課福祉住民係(☎5-1111 内線158)にお問い合わせください。

ご寄付ありがとうございます  
3月

◇社会福祉に

〔香典返しの一部〕

浅野ユタ子さん(夫)栄町

米山千代子さん(夫)三条南二

〔厚志〕

豊富はなや

戸籍の窓  
3月

☆お誕生おめでとう

佐藤 来海さん(交)造美(宮園町)

北條 花織さん(交)元(吉商齋)

清水 怜惟さん(交)幸(栄町)

☆ご結婚おめでとう

渡部 聖人さん(字)幌延

松澤 友里さん(字)幌延

植村 努さん(字)幌延

桐谷祐貴子さん(字)幌延

★お悔やみ申し上げます

米山 實さん(行)三条南二

浅野 徳治さん(84歳)栄町